

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	平成28年度第1回松阪市特別職報酬等審議会
2. 開 催 日 時	平成29年1月26日（木）午後1時30分～午後3時00分
3. 開 催 場 所	松阪市役所 議会棟2階 第1委員会室
4. 出席者氏名	（委員）◎ 岩崎恭彦、小山利郎、高畑明弘、伊藤暁広、田中かおり、尾崎俊介、加藤恭子（◎会長） （事務局）副市長 山路茂（冒頭のみ出席）、総務部長 中出繁、総務部次長 家城斉和、職員課長 松山吉仁、財務課長 廣本知律、職員課長補佐 若山幸則、職員課給与厚生係長 小山賢司
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	1人
7. 担 当	松阪市総務部職員課 TFL 0598-53-4327 FAX 0598-26-4030 e-mail syo.div@city.matsusaka.mie.jp

事項

1. 委嘱状交付
2. 自己紹介
3. 会長選任
4. 諮問
5. 議事
6. その他

議事録

別紙

平成28年度第1回特別職報酬等審議会議事録

平成29年1月26日 午後1時30分

市役所議会棟2階第1委員会室

【出席委員】岩崎会長、小山委員、高畑委員、伊藤委員、田中委員、尾崎委員、加藤委員

【欠席委員】西原委員

【事務局】山路副市長（冒頭のみ出席）、中出総務部長、家城総務部次長、松山職員課長、廣本財務課長、若山職員課長補佐、小山給与厚生係長

【議事録】

（事務局：松山）それでは定刻となりましたので、ただいまより始めさせていただきます。本日は大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから平成28年度第1回松阪市特別職報酬等審議会を開催させていただきます。開催に先立ちまして、副市長より、皆様方に委嘱辞令を交付させていただきますので、自席でお受け取りいただきますようよろしくお願いいたします。

（副市長から委嘱状授与）

（事務局：松山）なお、西原久雄様につきましては、本日欠席でございます。次に、事項書では市長挨拶となっておりますが、本日公務で不在でございますので、副市長から皆様方に一言開催に当たってのご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

（副市長）失礼いたします。先ほどは委嘱をさせていただきました。快く委員をお受けいただきましてありがとうございます。本日はお寒い中、こうしてお集まりいただきまして重ねてお礼を申し上げたいと思います。特別職報酬等審議会ということでございますけれども、市長、副市長、教育長の給料、それから市議会議員の報酬につきまして、皆様方にご審議をいただくということになっております。市役所の一般職の職員の場合は人事院勧告というのがございまして、だいたいこれに準拠して給与改定を行っているということでございます。人事院勧告と申しますのは、人事院が民間の賃金の調査を毎年行いまして、それと国家公務員の給与を比較しまして、差がある場合には改定を勧告するというものでございまして、全国の多くの自治体で人事院勧告に準拠いたしまして、それを見本にしてそれぞれ給定を行っている、本市もそうでございますけれども、ということでございます。しかしながら特別職の場合にはそういう基準となるものがございませぬ。それで、給料なり報酬なりを改定する場合には、一般的には市長が議会に提案をして、議員さんのほうで議会で議決をしていただいて条例を変えるという格好で給与及び報酬の改定をするわけでございますけれども、結局自分たちのことでございますので、なかなか決めにくいということでございます。

そういう中でこういうふうな審議会を開催させていただいて、いろんな分野からお集まりいただいた中で、いろんな観点から、ご議論いただいて決定をしていただくというふうな制度を以前から行っていると、しばらく空白ございましたけれども、行っているということでございます。

そういうふうなことでございますので、その答申につきましてはできるだけ尊重していくということが原則になろうかと思えます。昨年度の場合は、給料なり報酬につきましては据え置き、それから期末手当につきましては人事院勧告に準拠をして引き上げるというふうな当初いただいたわけでございますけれども、実はその中で市長・副市長については、期末手当のほうも引き上げを行わなかったという経緯がございます。

これはそれまでに、その市長・副市長につきましては減額をしておったというふうな事情もございまして、それが条例に規定をしております額に戻ったというふうなことのすぐ後でございましたものですから、市長副市長については期末手当の引き上げを見送ったというふうな経緯がございますけれども、基本的には答申を尊重していくという立場はこれからもとっていきたいなど思っておりますので、ぜひ、いろんな意見を出していただく中で慎重な審議も重ねてお願いしたいなど思っておりますので、何回かになろうかと思えますけれどもどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局：松山) 続きまして、本日初めての審議会でありますので、恐れ入りますが委員の皆様のご自己紹介をお願いしたいと思います。

(委員自己紹介)

(事務局：松山) ありがとうございます。次に松阪市側及び事務局等の紹介を私からさせていただきます。山路副市長でございます。中出総務部長でございます。家城総務部次長でございます。それから事務局といたしまして、こちら側から順に、職員課給与厚生係長の小山でございます。私職員課長松山でございます。職員課長補佐の若山でございます。それと本日説明者として同席しております財務課長の廣本でございます。

続きまして本審議会条例第4条に基づきまして、審議会の会長を互選により選任いただきたいと思います。存じますが会長の選任につきまして、どのようにさせていただいたらよろしいでしょうか。

(小山委員) 昨年は私が会長を務めさせていただいたんですが、今回に限りまして学識経験者でもあります、三重大大学の岩崎委員にお願いをしたらいかがかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(事務局：松山) ありがとうございます。ただいま小山委員から岩崎委員を会長にというご提案がございましたが、いかがでしょうか。

異議なしの声あり

(事務局：松山) ありがとうございます。それでは、岩崎委員におかれましては、会長席にお移

りいただきますようよろしくお願いいたします。

本審議会条例第4条第3項の規定によりますと、会長代理は会長があらかじめ指名することとされておりますので、岩崎会長から会長代理のご指名を頂戴いたしたいと思ひます。

(会長) はい、前年度の審議会の意見をとりまとめていただいた小山委員にぜひご助力いただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(事務局：松山) ありがとうございます。小山委員に会長代理ということでお願いいたします。それでは副市長から会長に諮問書を手渡しさせていただきます。恐れ入りますが会長ご起立いただきたいと思ひます。

(副市長) 松阪市特別職報酬等審議会会長 岩崎恭彦様、松阪市長 竹上真人。

特別職の報酬等の額について(諮問)。議会の議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額についてご検討をお願いいたしたく、松阪市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会に諮問いたします。よろしくお願いいたします。

(事務局：松山) 副市長はこの後別の公務がございますので、ここで退席させていただきますのでご了承をお願いいたします。

本日の出席委員は8名中7名でございます。委員の過半数の出席がありますので、本審議会条例第5条第2項の規定により本会議が成立していることをご報告申し上げます。それでは、岩崎会長様にはこの後の議事の進行をよろしくお願いいたします。

(会長) はい、それでは私から以上進めさせていただきたいと思ひますのでどうぞよろしくお願いいたします。先ほど地方自治法を勉強していると申し上げましたが、この審議会におきましては、地域にお住まいの皆様のご意見などをお聞かせいただきながらそれを反映させていくということが最も重要だと思ひますので、ぜひ熱心なご議論をいただければと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず事務局から資料の説明をお願いします。

(事務局：松山) 失礼します。説明に入る前に一言お願い申し上げます。本審議会につきましては以前から公開とさせていただいております。開催に当たりまして、希望される市民の方に傍聴を許可しておりますのでご了承ください。また多くの幅広い意見を取り込むことといたしたいことから、議事運営をお願いしております会長様にも一委員としてご意見を賜りたいと思ひますので、他の委員の皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

(事務局：小山) 失礼いたします。

それでは、資料につきまして、ご説明申し上げます。委員の皆様には事前に配布をさせていただき、既に目を通していただいていると思ひますので簡単に説明をさせていただきます。資料は、本篇の資料と別添資料を1冊綴じですが5種類配布させていただいております。なお、本編資料

の一部ページにつきまして差し替えがございます。本日お配りをさせていただきましたものでございます。本編資料の8ページから10ページ部分につきましてはこの差し替え部分をご覧くださいませようよろしくお願いいたします。

まず、本篇資料ですが、1ページは県内各市および類似団体の28年4月1日現在の人口、世帯数、面積、職員数、財政状況等を比較した表でございます。当初予算額につきましては、各市の一般会計予算額で比較しております。言葉の意味について、表の下に簡単に説明させていただきます。

類似団体につきましては、人口と産業構造により類似する都市をグループ分けしたのですが、このグループ分けについて、平成28年11月に見直しがありました。今回、その新しい類型区分に基づき松阪市と同じ類型区分に分類された14団体すべてを掲載しております。松阪市を含めた15団体のうち、松阪市は人口で7番目ですが、人口密度で見ますと一番低い15番目となります。

2ページ目、3ページ目は県内各市および類似団体の市長・副市長・教育長の給与額の現行および現行前の状況です。松阪市は、一昨年の27年4月1日より、人事院勧告の給与制度の総合的見直しに準じて2%減額の改正を行っております。例えば市長の現行99万3000円は現行前にある101万3000円から約2%減額をしたものでございます。それから、前市長在職時には20%の減額措置をとっておりましたが、平成27年10月に現在の市長が就任してからは条例本則に規定された額で支給されています。なお、この29年1月に限っては、職員の懲戒処分にかかる管理監督責任として、市長については10%、副市長については5%の減額措置をとっておりますが、単月のみの措置であるため表中では省略しております。また、一部の各市に記載のあるカッコ内の数字につきましては、市長公約等により減額した後の金額でございます。

次に4ページ、5ページですが、県内各市および類似団体の議長・副議長・議員の報酬額の現行および現行前の状況です。こちら先ほどの市長等と同様、松阪市では一昨年27年4月1日より、人事院勧告の給与制度の総合的見直しに準じて2%減額の改正を行っております。

6ページ・7ページは県内各市および類似団体の議員に対する政務活動費の支給状況でございます。政務活動費は、報酬以外で議員の政策調査研究等の活動のために必要な経費として支給される費用のことをいいます。

8ページ・9ページは差し替え資料のほうをご覧ください。県内各市および類似団体の市長等の月額給与および年収を順位づけた表で、市長公約等により減額する前の給料月額・期末手当率をもとに作成しております。松阪市は県内では、各項目4番目から7番目に位置し、類似団体では15市中、各項目とも中ほどからそれ以下程度に位置しております。

10ページ・11ページ、これも10ページにつきましては差し替え部分をご覧ください。10ページ・11ページにつきましては、県内各市および類似団体の議員報酬の月額および年収を順位づけた表でございます。松阪市は県内では、各項目とも7番目に位置し、類似団体では15市中、12番目以下に位置しております。

12ページは、人事院勧告及び松阪市の一般職員の給与改定率の推移と特別職報酬の改正状況を併記したものでございます。本年度の人事院勧告は、28年8月に出されましたが、左側の表の下の部分にありますように、給与改定率は平均0.2%、賞与、期末勤勉手当につきましては0.1月分、それぞれ引き上げの勧告となりました。松阪市の一般職員の給与改定は、この人事院勧告に準拠した形で改正を行っております。

それから右側の表の一番下、平成 27 年というのが昨年のこの報酬審議会での答申内容ということになります。その答申に基づき、昨年 3 月に条例改正を行い、市長等の期末手当を年間で 0.1 月引上げ、4.10 月から 4.20 月分としましたが、先ほど副市長の挨拶にもございましたように、その際に市長と副市長の期末手当につきましては、平成 28 年度の 1 年間は支給割合を据え置く特例を設けまして、そのため実際の 28 年度の支給は、8 ページ・9 ページの差し替え前にありました、4.10 月となっております。

13 ページは過去の特別職報酬等審議会の開催状況と答申状況、答申額等についての資料です。平成 16 年以前は旧松阪市の状況でございます。

なお、松阪市の特別職の期末手当につきましては、本審議会において、改正の有無等を決定するものとさせていただきたいと思っております。

次に、別添資料 1 ですが、松阪市の財政状況の見通しについて、松阪市中期財政見通しを添付させていただきました。また、別添資料 2 は、同じく松阪市の財政状況の、過去の推移に関する資料でございます。

これらにつきましては、財政担当者から資料の説明をいたします。

(廣本財務課長) それでこの縦長の資料 1、中期財政見通しにつきましてご説明をさせていただきます。最初に少しお断りをさせていただきます。この中期財政見通しは毎年 2 月の公表という形で、ご覧いただいておりますのはこちらに記載のありますとおり、1 年前の平成 28 年の 2 月の策定分でございます。現時点では平成 29 年度の当初予算編成の作業中であり、お示しすることもかなわないところで、松阪市の財政の現状をみていただくための参考資料としてお願いをいたしたいと思っております。

それでは 1 枚めくっていただきまして、1 ページをお願いいたします。まず 1. 策定の目的ですが、財政運営の健全性を確保するため、向こう 5 カ年の収支見込みを立てて実施計画から予算編成と続く一連の流れ中で財政運営の目安としてこの中期財政見通しを示させていただいております。

2 の見通しの期間は、平成 28 年度の当初予算をベースとして、平成 29 年度から 33 年度までの 5 年間の試算を行ったものであります。

3 の財政見通しの策定のところでございます。市の予算につきましては、一般会計の他に競輪でありますとか、国民健康保険事業などの特別会計、また水道事業や病院事業などの企業会計がございます。この見通しにつきましては、これら企業会計でありますとか国保等の特別会計を除く普通会計というところでお示しをしております。

資産の基礎となる経済成長率は、内閣府が作成する国の経済見通しを基準としております。恐れ入りますが 3 ページのところの上段のところ、各費目の収支見通しにちょっと考え方を記載させていただいております。

それでもう一度、ページを戻っていただいて 1 ページのところをお願いいたします。

見通しの基本的な考え方というところですが、今後見込まれる歳入を推計しまして、それから歳出面で義務費的な経費となります行政活動に必要な不可欠な経費を歳出として推計をいたしております。その歳入歳出の差額が投資的経費、いわゆる道路河川のインフラを整備や公共施設の建設費として充当できる財源として仮定するものでございまして、こちら 1 ページの下の方に書い

てありますように、投資的経費とすることが可能というふうに考えるものでございます。

2 ページの上段の表を見ていただきたいと思います。

数字が並んでおりますが、上段が歳入、その下が歳出ということになっております。市では政府債による伸びを見込んでいる一方で、地方交付税の減額等による影響を歳入では臨時財政対策債でカバーしている状況でございます。こちらに地方交付税があります。これは市税と地方消費税交付金等と連動させて、合併算定外の終了による段階的な減額を見込んでおります。その下にその他というのがございます。これは地方譲与税、地方消費税交付金などの各種交付金ですが、こちら伸びをしておりますのは1年前におきましては消費税率の引き上げというところがございましたので、その引き上げに伴います地方消費税交付金の増を見込んでいるものでございます。国県支出金については、扶助費等の歳出の伸びと連動するものを除き、伸び率0%で見込んでおります。市債につきましては、これは臨時財政対策債を除く建設債で、松阪市の償還能力を勘案し、建設債と臨時財政対策債の合計を49億として、年度を移しております。なお建設債は、後年度の負担となる借金であります。将来便益を受けることとなる世代間の公平の調整、財政負担の平準化という観点から、一定額の発行が認められているものでございます。次に歳出でございます。義務的経費の人件費のところですが、これは合併後、職員数の削減に取り組んできた結果として、人件費の圧縮という成果が見えていたところでございます。退職職員の推移により若干の増減がありますが、ほぼ横ばいという状況となっております。扶助費につきましては、生活保護費の伸びは、収まりつつある状況であります。社会保障制度の変化に伴う影響も大きく、子ども子育ての扶助費の増加等、民生費の割合が高くなっております。それから公債費、借金の返還に係るものですが、これについては48億円前後で推移していく見込みとなっております。

それから2ページの下に参考ということでもう一つ表をつけておりますが、これは借入金を償還元金と同額と仮置きした場合を併せて参考までに明記をさせていただいております。

恐れ入ります3ページをお願いいたします。中段下に財政の指標、市債残高の見込みを挙げておりますが、これは後ほど、資料2のほうで詳細な資料をつけておりますので、後ほど説明をさせていただきたいと思います。

最後に4ページをお願いいたします。4ページ上段に財政収支の見通しにおける課題等ということで3点記載しております。一つ目は市債、いわゆる借金に関するもので、先ほども説明させていただきましたが、臨時財政対策債、建設債の借り入れを、松阪市の償還能力を勘案し、49億と試算をしております。これは当面、借金の元金の返済が49億円以下でありますので市債残高が増えるという形となっております。次に普通交付税に関することですが、これは合併後10年が経過し、合併算定替の終了により、平成27年度から32年度までに段階的に交付税のほうは減額される見込みで、10億円程度ということを見込んでおります。三つ目に、年々増加していき、公共下水道事業、国民健康保険事業等への繰出金や、老朽化する施設の維持更新費用の増加について記載をさせていただいてまして、繰出金の増加につきましては、参考までに各年度の額を表に表しております。

それでは、資料2の財政状況につきまして、インデックスで資料2となっているところの横長の表ですが、こちらの1ページをお願いをしたいと思います。主に地方公共団体で扱われる財政の指標を整理させていただいております。下段にそれぞれの指標の意味を挙げておりますので、まずはちょっと簡単にですが、そちらのほうを説明させていただきたいと思います。

経常収支比率ですが、これは本当によく一般的に使われる指標です。これにつきましては市町村の財政構造の弾力性を評価するために用いられるもので、人件費、扶助費、公債費等の経常的な経費を市税、地方交付税を中心とした経常的な一般財源の収支がどれほど充当されているかを表すものです。この比率が低いほど、投資的経費などの臨時的経費に財源が回るということで財政構造に弾力性があるということを示しております。

数値のほうをご覧くださいと思います。1 番上段になりますが、年度により凸凹がございますが、直近の数字、27 年度は 89.6 となっております。参考までに、県市の 14 市の平均を下に表しております。平均 91.4 ということで、県下 14 市の中では松阪市は 6 番目というふうになっております。それから中段に公債費負担比率、実質公債費負担比率です。これは借金に係る指標となります。意味としましては、この説明にありますように、公債費負担比率につきましては一般財源総額に占める公債費充当一般財源の割合を示しております。この比率が高いほど財政運営が硬直化しているというふうになっております。その下の実質公債費負担比率につきましては、自治体に標準的に入ってくる税でありますとか地方交付税のうち、その何%が借金の返済に使われていたかを示す数値となっております。こちらにつきましては 18%を超えると、地方債の起債、借金に国との許可が要するという一つの基準となっているところでございます。数値のほうをご覧くださいと思います。表に表しているように両方の指数とも年々低くなっているというところでございます。公債費負担比率といいますと、直近の平成 27 年度では 11.8%となっており、これにつきましては、県下で 2 番目に低いという数値となっております。それからこの数字の 1 番下のところに財政力指数を表示させていただきました。これも市の財政状況を表すために一般的によく使っている指標でございます。計算式といたしましては記載のとおり、交付税で用います基準財政収入額を基準財政需要額であった数値を 3 カ年の平均をあらわしていることになっております。この数値が高いほど財政力が高いというふうになりまして、単年度で 1 を超えた場合は普通交付税が交付されないというふうになっております。

それから 1 枚めくっていただきまして、2 ページをお願いします。2 ページは、市債残高、いわゆる借金の推移となっております。平成 17 年度から 27 年度までを棒グラフに表しております。見ていただいたとおりでございますが、数字を少し申し上げますと、平成 17 年度は、全体で 619 億の残高がありましたが、年々残高を減らしていく中で平成 27 年度については 471 億円ということで 148 億円余りの減額をしております。

その下の 3 ページでございます。こちらは基金の残高、貯金の推移を表した表でございます。色塗りがされておりますが、内訳としましては、上の黄緑からそれぞれの目的に応じて基金を積み立てている特定目的基金、赤のところは公債費、いわゆる借金の返還に充てるための減債基金、1 番下のところが財政調整基金でございます。この財政調整基金につきましては、少しご説明をさせていただきますと思います。これは年度間の一般財源を調整させていただいている基金でありまして、どうしても年度によりましてはその支出の凸凹が出てきます。そのようなことをあらかじめ年度のために基金で調整するために持っているものでございます。こちらでも数字でこのブルーのところを申し上げますと、平成 17 年でございますが、59 億円というところ、合併後スタートしてございまして、平成 27 年度につきましては 94 億円余りというところでございます。

最後にもう 1 枚めくっていただきまして、4 ページをお願いいたします。

こちらの普通交付税の合併算定替の概要ということ、少しイメージしていただくということ

で表のほうに表わさせていただきました。合併算定替というところは、この中ほどに文言に入れておりますが、合併をしましても旧市町村が合併しなかったということを算定しまして、1市4町の額を算出しまして、それと合併した場合の1市で算定する場合を比較して、大きいほうの額を、普通交付税として今交付されているところでございます。当然合併しなかったとして算定した場合のほうが交付税が大きくなりますので、それが26年度までは保障されていまして、合併後10年を迎えまして、27年度から交付税の額が段階的に減額をされていくような状況でございます。平成32年度においては10億円程度見込んでおりますが、この表で少しこの階段を見ますと、この階段の下がりの幅が同程度に見ているところですが、実績ベースで申し上げますと、平成28年度の交付実績では既に5億円余りの減額がされているところで、29年度のところでは全体の6割余りの減額を見込んでいるところでございます。

以上で説明とさせていただきますよろしくお願いたします。

(事務局：小山) 次に別添資料3ですが、市議会における議員の一般的な活動内容と、本会議や委員会等への出席日数等をまとめさせていただきました。もちろん議会だけが議員の活動というわけではございませんし、さまざまな活動をされ、議員により若干違う場合もあると思いますが、あくまでも一般的な活動ということでご理解ください。また本会議や委員会等への出席日数については、本会議や全員協議会以外は全議員が出席しているわけではございませんので、議員1人当たりの出席日数としては、表のとおり「実会議日数×対象人数」で延べ会議日数を算出し、その総数を議員数であります28人で除算しまして106日を算出しております。ただし議員によっては状況は異なりますので、あくまでも目安としてお考えください。

次に別添資料4でございますが、これは全国市議会議長会が毎年調査を行い、作成をしております資料でございます。この資料は平成27年12月31日現在における、全国813市、790市と東京23区を対象に議長、副議長、議員の報酬の状況を取りまとめたものでございます。2ページ目は、報酬額の全国平均、それから3ページには人口段階別の平均報酬月額、4ページ目も人口段階別の平均報酬月額に関する資料ですが、東京23区等政令指定都市を別書きしたものです。5ページ目と6ページには人口段階別の最高額・最低額、7ページ目・8ページ目も同様に東京23区、政令指定都市を別書きしたものでございます。9ページ目の各委員会委員長職、副委員長職への報酬加算の状況ですが、松阪市ではこれらの委員会の委員長・副委員長への報酬加算は行っておりません。

次に別添資料5でございますが、平成28年の人事院の給与勧告等の関係資料から抜粋した資料で給与勧告の骨子及び給与勧告の手順等について図解で示したものをつけさせていただきました。昨年の民間給与との格差は708円、0.17%増ということで、俸給表において平均改定率0.2%の改定が行われております。ボーナスは4.20月から4.30月へ0.1月分引き上げられております。

最後のページ、「2-①、給与制度の総合的見直しの概要」につきましても若干説明させていただきたいと思うんですが、ここでは平成26年の人事院勧告で示された総合的見直しの内容を記載しております。大きな特徴の一つとして、特に地域間格差を埋めるために俸給表の水準を平均で2%引き下げて地域手当にてその差を解消しようとする事としており、引き下げに対しては経過措置として、右下にもあるように3年間はそれまでの給料額を保障する現給保障措置が行われております。市長や議員等の特別職につきましても、この2%引き下げを適用いたしまして26年度に

条例改正を行い、27年4月から施行したところでございます。

以上が資料についての説明でございます。よろしくお願いいたします。

(会長) はい、ありがとうございます。ただいま資料についての説明がございました。

まずこの資料の本体のほうでは、今回、諮問の対象となっている特別職の給与、さらには報酬のあり方について県内の各市、それから、松阪市と類似する団体と比較してどういう状況にあるのかということについてとりまとめた資料についてのご案内をいただきました。

さらに別添の資料のほうでは、主に松阪市の現在の財政状況、あるいは今後の見通しなどについて説明があったところです。

この後ですけれども、松阪市の地域経済の状況について、尾崎委員からいろいろと教えていただき、そういうようなことも予定しております。

今回の審議会ですが、合計で3回ほどの審議の機会がございまして、3回目は答申案を検討していただくってことになろうと思います。

次回2回目がこの報酬を引き上げるのか引き下げるのか、あるいは据え置きとするのか、そうしたことについて、各委員からご意見を賜る、そういうようなことを予定しております。

今回は何をするかというと、資料の説明に対していろいろとご質問、ご意見を伺うというようなことで進めていっていきたく思いますので、ぜひ忌憚のないご意見あるいは、いろんなところから質問いただければと存じますが、いかがでしょうか。

それぞれ思ったところを率直に、お聞かせいただければというふうに思いますので、もしよろしければ、お1人様ずつご発言を伺ってまいりたいと存じますがよろしいでしょうか。

(小山委員) 説明いただいたんですけども、かなり県下で見ると順位は低いんですが、次の資料の財政指数を見ますとなかなか税収が上がっていかないなという点が見受けられるので、これから先の議論にちょっと悩むところがございます。

(会長) 事務局から適宜回答していただくべきところについては回答していただくという形で進めていきたいと思いますが、ただいまのご意見に対して事務局から何かありますか。よろしいですか。はい、ありがとうございます。では、高畑委員よろしいでしょうか。

(高畑委員) 報酬とは直接関係無いんですけども、この資料本体の1ページを見てみますと、松阪市というのは人口比でいくと結構職員数が多いのかなと思ひまして。ウェイトとして捉えると結構、職員数と報酬というか、人件費総額という面で見るとどれくらいのウェイトなのかなと、そういう数字が出ておったら教えてください。

(会長) はい、ありがとうございます。もし今日この場でお答えいただけるようであればその範囲でお答えいただければと思いますし、それが難しいようであれば次回に補足的な資料と合わせてご説明いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局：小山) 職員数でございますが、各市この職員に入れておる数というのは、例えば松阪

市につきましては、消防は広域組合ということで入っておりませんし、病院につきましては逆に市のほうでありますのでその人数は入っております。そういった形で各市、広域であるとかという形でこの職員数に入っておったりなかったりするところがございます。

(廣本財務課長) 人件費の割合というところでご質問いただきましたので、一般会計の決算ベースのところ、ご説明をさせていただきます。平成 27 年度の一般会計の決算のところ、総額でいきますと、632 億というところがございます。これにつきまして人件費におきましては、約 101 億というところ、割合といたしましては、16.1%というふうになってちょっと数字はそういった形になっております。

(事務局：若山) 職員数の合併後の取り組みでございますけれども、平成 17 年度以降 10 年間で財政集中改革プランというのを立ち上げまして、この 10 年間で職員数を減らす努力をしております。平成 17 年から平成 27 年までの 10 年間で、合併後で 270 名の正規職員を削減したというような経過がございます。またこの先ほどの 1849 人の内訳の中には当然病院の医療職の方もございませぬ、病院は最近充実してございますので、全体的には職員数が増えてございますが、一般の行政職に関しましては、270 人を減らした後、ほぼ横ばいというような状況でございます。平成 28 年度以降、定員適正化方針という方針を立てまして、向こう 5 年間は今の職員数をそのままキープをしていくというような形になってございます。この類似団体に関しまして、この定員適正化方針を決める際、参考に職員数をはじいたということでございますが、この類似団体は産業構造とそれから人口規模を基本としてございます。さらにこの定員適正化方針を定めるに当たりましては、面積要件というのにも新たに加えて、それで、類似団体等含めまして、どれぐらいの人数なのかというような比較もして、定員適正化方針をつくらせていただいたという経過がございます。もっと詳しい定員のことに関しましては、次回改めて資料を整理させていただいて出させていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

(会長) 本日のところはよろしいでしょうか。

(高畑委員) はい。

(会長) 次回また資料をいただいて、気になるところがあればさらにご意見をいただきたいと思っております。ありがとうございました。では続いて、加藤委員からよろしいですか。

(加藤委員) すいません、この資料を見せていただいていますと、やはり松阪市は他の県内の市に比べますと、面積が広いせいか人口密度が低いものですから、職員数も多い、という感じで、今回は議員さんの報酬ですけれども、議員さんについても先だって 28 名だけでもそれが適正なんじゃないかとかいうのは新聞に出ていまして、やはり職員さんの数とか議員さんの数もやっぱり人口密度に比例、比例というのをおかしいですけど、やはりそれにかかなり大きく引きずられる面があると思いますので、財政力的には本当は少ないほうがいいんでしょうけれども、やっぱりそういうふうには言っていない面がありますので、そういう点では効率という面では悪くても仕

方がないのかなというふうに思います。

(会長) はい。ありがとうございます。では続いて尾崎委員。

(尾崎委員) それでは財政について、このいただいた資料で2ページ、市債残高内訳、これで見ますと、市の借金は減少基調にあるということがよくわかります。どの地公体も非常に税収面が厳しいというのはどこの市町村も一緒だと思うんですけども、松阪市としても改善基調にあるんだというのは、これで見るとよくわかります。下のほうの基金残高ですけども、この財政調整基金は、さっきご説明いただいて、平成17年が59億で、27年度は94億ということで、こちらは、その年によっていろいろ事情があると思うんですが、見る限り増加基調であるということです。これ何か意味というか、これ一般企業でいうところの内部留保というようなイメージでいいんでしょうか。

(中出総務部長) 総務部長中出でございます。財政調整基金の意味ということですけども、本来は基本的には年度間のさまざまな財政の状況によってお金が足りなくなったり、あるいは余ったりという状況が発生します。足りなくなるときのために、財政調整基金というものを設けて、年度年度で余ったものはそこに積み立てていくということをさせていただいているところでございます。一方で、松阪市の場合は先ほどもちょっとご説明しましたけども、合併後10年をたった後、地方交付税が減っていくという状況もございます。そういった意味では、歳入が減っていくということですけども、そういったところも受け止めていかなければいけないということもありまして、慎重な財政運営をした上で、積み立てたものを、今後、いろんなものに活用していくという、そんな考え方もございますので、いろんな面がありますけれども、基本的には、年度間の調整をさせていただくための基金ということでございます。

(会長) ありがとうございます。では、田中委員からお願いします。

(田中委員) 市長さんとか副市長さんとか、だいたい平均的な給料ということなんですけども、それはそれでいいんでしょうけど、この先いろんなインフラの充実とかいろんな更新とかを考えると、ちょっとどうしていいのかなというか…。企業でしたら、私のところは普通の中小企業なんですけども、景気が良かったりとか業績が良かったら上げるというのが普通なんですけども、本当だったらそうしていただきたいんですけども、やはりいろいろ案件というのか、この先いろいろ交付金とかが減ったりとかするかと思うんですが、そのあたりが、市のこれからの収入とか財政というか、税金ですよ、どういうふうな見込みなのかもうちちょっと…ものすごくわかりにくいと言ったら失礼ですけども、企業と同じように、今の財政調整基金も私としては尾崎さんのおっしゃったように内部留保という感覚なんですけども、どういうふうに内部留保を割り振っていくのかなと思うんですけども、ちょっと見込みは立てにくいでしょうけども、どのように増やしていくのかと思ったんですけども。まともならなくてすみません。

(中出総務部長) もし足りなければ、また次回のご説明もさせていただきたいかなというふうに

思っておりますけれども、先ほど財務課長からも説明を申し上げましたけれども、松阪市の中期的な財政見通しというものを立てております。

そういった中では、税収がなかなか伸びないとか、先ほど申し上げた普通交付税が少しずつ減っていくという厳しい面もあろうかなということ、そういう面も一方で見込みつつですけども、それ以外の資料で見いただきますと、そういったときのためにということではないですけども、借金を減らしつつあったり、一方で、貯金は増やしつつあるという、そんなのが今の状況だというふうに思っております。

もちろん単年度単年度で見ると、今年は非常に財政がいいから、市長や副市長について引き上げるということにはならないかと思っておりますけれども、将来的に厳しくなるであろうことも想定しながら、財政運営をしているというところでございます。

それから、ご参考になるかと思うので、少しだけ、来年度予算の状況もご説明させていただきたいかなというふうに思っています。これまで、財政の健全化ということで、相当を松阪市は進めてきたと思っております。一方で、市長が変わり、新しい総合計画というものもできてまいりました。そういったものを来年度予算におきましては、強力に進めていきたいという、そんな面も、来年度の予算については考えているところでございます。誠に申しわけないんですが、まだ調整中の話でございますので、資料として提供させていただくことはできないんですけども、今までしっかり財政運営してきた中で、今後少し投資についても考えていきたいというそんな状況に今現在あるというところでございます。

(会長) はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。では伊藤委員からよろしく願いいたします。

(伊藤委員) すみません。ちょっと私自身が初めての機会というか、なかなか難しい議論、審議かなと思しながら、私自身のスキルとしても、そんなことを今考えていまして、ただし私の立場で言いますと連合三重、働く者・生活者という目線で言ったときに、恐らく、今ご意見を聞いていても、多分方向はしかるべきところに落ちつくかなという感覚を私自身持ったと。そういうところでいきますと、やはり決まった報酬に対して市民のために何をするか、そういう部分も後々必要かなと。見通しを立てたり、公約ではないでしょうけど、その報酬を決めた理由に対してその理由を現実のものにするというか、そういったことが大事なかなというのをちょっと別の観点ですが、思いました。すみません。

(会長) 大変重要なお意見ですね。もし市長・副市長がご列席であればご意見を伺うところなんだと思いますけれども、残念ながら他の公務とのことですので、はい。またはそこは私たちは諮問機関ということで諮問に対しての答申を出させていただきますけれども、最終的にはこの諮問を尊重しながら市としての考えを整理していくのは、市長であり議会だということだと思っておりますので、その際でいろいろなことが明らかになっていくかとは思っておりますので、ぜひそうした今後の推移ということも私たち審議会として注視していくべきところなんだらうなということだと思っております。

はい、ありがとうございます。一通りご意見いただきましたけれども、さらにというようなと

ころで、何かご意見ご発言ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

私からも少し発言あるいは質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、ただいますべての委員から大変重要なご発言・ご意見をいただきました。その中でも特に田中委員からいただいたご発言が非常に重要ではないかなというふうに伺いながら思っております、こちらの会議には民間の企業を経営されている方、あるいは民間の企業にお勤めの方がいらっしゃいまして、それぞれのご感覚でご発言いただくことが極めて重要だろうなというふうには思っております。ただ、企業における経営と自治体における経営との違いはあると思えますし、またその経営の状況をどうやって給与や報酬に反映させていくかというところでも企業における考え方と自治体における考え方とでは共通点もあると思えますけれども相違点などもあると思えます。

少しそうしたところについて一般的なところを提示していただけると、私たちの今後の議論の進め方もなにか見えてくる場所があるんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、なにか市として今の点についてご意見を伺わせていただくということはできますでしょうか。

(中出総務部長) これについてはまさしく人事院勧告というのが、公務員の給与を決めるに当たっては大きな影響を与えているかなというふうに思っております。公務員と民間の企業の格差を埋めるために、こういった制度がございますので、通常の地方公共団体の職員ということであれば、こういった人事院勧告を基礎にいろいろ考えていくということが重要なのかなというふうに思っています。ただ一方で、今回お願いさせていただいているのは、特別職ということでございますので、単なる公務員ではございませんので、いろいろご意見もいただいておりますけれども、どんなことをしていくのかということも、そういった中では重要な要素かなというふうに思っています。

一方で、いろいろ資料出ささせていただいておりますけれども、いろんな県内の他市であったり、あるいは類似団体との比較というものも重要なのかなというふうに思っています。そういった中では、もし可能であれば、次回また提示をさせていただきたいと思っておりますけれども、今年度における県内の他市のこういった特別職について、こういった措置を行っているのかということも幾つか出てきておりますので、そういったものもご参考にいただければなというふうに思っております。

(会長) ありがとうございます。近隣他市での検討の状況について次回教えていただけるということでしたけど、今のところで見えてきている傾向みたいなものはありますか。人事院勧告の方では通常の給与についてもまた期末手当についてもどちらかというと引き上げというような方向で勧告が示されているということだと思っておりますが、それを受けて近隣の他市でどのような審議がされているかということについて、今のところの見えてきている状況について、もしよろしければ。

(中出総務部長) すいません、一番直近のところではまた、次回お示しをさせていただきたいと思っておりますけれども、今回お願いしているのは特別職ということでございますので、同様の審議会を開いて、給料の水準を決めている市もございます。先行して行っているところであれば、大部分が据え置きというような状況かなという認識をしておりますけれども、いずれにしても、直

近の状況までよく確認をさせていただいた上で、次回資料を示させていただきたいというふうに思います。

(会長) はい、ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。ここまで事務局から説明のありました資料の本体、それからこの別添の資料としての財政見通しなどについてのご意見、ご質問については一通り承ったということでもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。ではどうしましょう。こう差し支えなければ審議を進めてまいりたいと思いますが、休憩などを挟ませていただいたほうがよろしいでしょうか。

先に進めてよろしいですか。はい。ありがとうございます。

それでは先ほども少しご案内を差し上げましたが、松阪地域における経済の見通し、あるいは経営状況をなどについて、委員として参画いただいています尾崎委員から情報提供をいただければと思います。よろしく願いいたします。

(尾崎委員) それではお手元に配りました「三重県内事業所景況調査（松阪地区）」、こちらのグラフをご覧いただきたいと存じます。こちらは、昨年8月の調査結果でございますので、その点、含みおきいただきたいと存じます。この景況調査は、三重県内の事業所536社より頂戴いたしました調査結果から、松阪市内の事業所76社を抽出した資料でございます。

まず、左上のグラフ1をご覧ください。こちらは、前期に比べて、今期はよくなりますか、悪くなりますかという、企業様に対する問いかけに対しまして、棒グラフの、0から上の部分がよくなる、下の部分が悪くなる、という回答でございます。ちなみに、変わらないという回答もあるんですが、それは除外しております。棒グラフの上から下を引いた数字をDIと申しますが、DIの推移を表したものが折れ線グラフとご理解ください。折れ線グラフを見ますと、昨年、28年3月からは、9月にかけて、9.3ポイント下がっております。松阪地区の事業所に、ちょっと停滞感が出ているなというところがわかります。しかし、今年、29年3月の予想では、DIは28年9月のマイナス7.9から、11.8ポイント改善してプラスの3.9となっております。昨年8月の調査ではございますが、松阪地区の景気の方角性としては、良い方向に向かっていく可能性が高いというというのが私どもの見方でございます。

次に、右上のグラフ2をご覧ください。この折れ線グラフは、グラフ1を、製造業と非製造業に分けたもので、折れ線グラフの部分だけを取り出したものでございます。製造業と非製造業を比べた場合、濃いほうのグラフが表している製造業は、緩やかな改善傾向にあることがわかりますが、一方、非製造業の折れ線グラフを見ますと、昨年9月にかけて16ポイント悪化しております。これは世間一般的にもよく言われておりますが、家計の節約志向を背景とした個人消費低迷、こういった影響が非製造業に関しては考えられます。しかし、製造業・非製造業ともに、今年3月のDIは上向いておりますので、どちらも改善傾向にはあると考えます。

次に左下のグラフ3、こちらは企業様の設備投資意欲を表したものでございます。設備投資を増加させますか、減少させますかという問いかけをグラフにいたしました。昨年9月のDIは13.9と、28年3月の8.5から5.4ポイントプラスとなっておりますが、今年3月に向けてのDIは5.4悪化しており、先行きの設備投資について、松阪地区の企業様は慎重姿勢にあるということがわかります。ただ、ご覧いただいとわかるとおり、DIは一番左の26年9月からプラス圏を維持し

ていることがお分かりいただけると思います。このグラフの動きを見る限り、あくまで設備投資意欲ではございますが、底堅さは感じられるというところです。しかし、皆さんご承知のとおり、昨年1月、日銀によるマイナス金利政策が導入されております。極めて緩和的な金融環境であるわけですが、まだまだ本格的な設備投資の動きには、なっていないという状況にあると断言しているのではないかなと考えます。

右下のグラフ4は、雇用情勢でございます。0より上は雇用が過剰だという企業の回答、下は不足という回答でございます。適正という回答を除外しております。昨年3月から今年3月にかけて、極めて緩やかでございますが、改善しております。ただ、ご覧いただいたとおり、2けたのマイナスで推移しておりますから、労働需給が逼迫する状況、いわゆる人手不足でございますが、変わっていないということだと考えます。このグラフについても、26年9月から、ちょっとマイナス圏にあります。人手不足の状況が続いているということがわかります。これは三重県全体と同様の傾向でございます。

以上がこの調査結果の概要でございます。

(会長) はい、ありがとうございます。ただいまご説明いただいた事柄に関しましてご意見やご質問等ございましたら、いただければと思いますがいかがでしょうか。もしよろしければ、田中委員、それから伊藤委員からお感じになっていることも含めて、いろいろと聞かせていただければと思いますが。

(田中委員) そうですね、景気判断ですけども、やはり弊社のほうは同じように、少しは第3クォーターあたりからちょっと上向きかなというのはございます。製造業に分類されると思うんですけども、この設備投資なんですけども、これはものすごく大々的にするんじゃなくて、やはり設備の老朽化とかに伴う、どちらかという設備の維持・更新なんですけども、これはやっぱり最低限していかなければいけないことをやっぱりしていこうということで、多少動きがあると思うんですけども、ものすごく慎重にしています。人手に関しては、私どもの会社は中核工業団地の中に入っているんですけども、製造業は、北勢地区の取引業者に聞きますと、やはり絶対足らなくてということは聞くんですけども、まだ中勢地区の製造業に関しては、意外とそこまでは困っていないというのがございます。新聞などで雇用の募集を見るのが大好きでよく見ているんですが、やはり介護とか、飲食店とか小売りとかは常時雇用の求人をしているがあるので、全体としてやっぱり人手不足なかなとは思いますがね。

(高畑委員) 設備投資のところなんですけども、実はこんなにDI値が全部プラスであることに驚いているんですけども、尾崎さんのところは金融機関ですから、実際に融資とかやる場合に、設備投資の部分の融資というのは結構あるんですか。うちなんかは運転資金の借入れのほうはよくあるんですけども、設備資金の借入れは、ゼロじゃないですけどもほとんどなくて。

(尾崎委員) 高畑委員がおっしゃったとおりなんですけども、あくまでこのグラフは設備投資意欲を表したもので、ここが本当にポイントでして、やはり実際に行動に移すかどうかというところはなかなかそうならないところがやっぱりあります。ただ、田中委員もおっしゃったんですけ

ども、ここ数年、いわゆる更新設備、これはやっぱり出てきていますね。やはりあの設備が老朽化すると、やはり生産性向上という問題が非常に特に製造業は大きいですけど、やっぱりやっていかなきゃいけないというところがありますから、そういったものは出てきております。ただ、規模が余り大きくはない。ですから本当にこう、大きな設備投資というものはやっぱりなかなかない。ただ、それでは全くないかというところ、そうではなくて、いわゆる太陽光ですね。これがやっぱりちょっと減ってはきているかも知れませんが、それが割とここ数年、堅調にある。もう一つは、強いて言うならば、いわゆる高齢者施設であるとか、こういったものも比較的堅調にあるのではないかと、というところかなというふうに考えます。

（伊藤委員）景気というところで、官製春闘でここ3年ぐらいの間、給与が上がってきている、ただしその中で格差の話をする、連合としては取り上げている部分がありまして、底上げという部分をすごく考える機会というのがすごくあるんですが、その中でこういうデータも見させてもらっているんですけど、気になっているんですが、雇用の人手不足というのは、これはどういう、手を挙げたらいくらでも就職できると、そういう意味になるんですか。そういうわけではないんですよ。ちょっとその辺がどう見ていいのかなというのが一つと、もう一つは、グラフ3とグラフ4でお話いただいたように、ずっと継続している傾向に対してどういうアクションをとっていくか、見通しというところが、多分まだ大きな変化を起こす段階じゃないかなと思います。ただし一歩ずつはそっちに向かっていく必要がある、そういう段階であって、そういうチェックが非常に必要なかなというちょっと2点を聞きながら思っていたというところですね。

（尾崎委員）いわゆる有効求人倍率ですね、松阪地区も1倍を超えていたと思います。ですから手を挙げたら就職できるのかといたら、決してそうではなくて、やはり人によって仕事を選ぶというのは当然あると思います。それともう一つ大事な点は、より正規雇用と非正規雇用の問題ですね。有効求人倍率を引き上げているのは、非正規雇用に対する求人がやはり多いんだろうと考えます。ですから、そこはこの有効求人倍率のポイントというところもあると思うんですけど、有効求人倍率を見ると、中身というのはそういうことなんだというふうに考えます。ただ、最近ちょっとこう、はっきり確認したわけではありませんが、正規の求人もちょっと増えてきているという話はちょっと聞きます。まだまだ1倍まで行っているかどうかというのはちょっとわかりませんが、その辺の違った傾向が出てきているという話は、ちょっと聞いております。以上でございます。

（小山委員）雇用の人手不足というのは、案外介護施設などはかなり人手不足で、看護師とかね、そこら辺がこれウェイトを占めているのかなと思うんですが、そこら辺はどうですか。

（尾崎委員）介護事業に対する求人は多いと思います。ただ先ほども言いましたように、多いからそちらへ就職するかというところ、なかなかそうはいかない。給与面の問題も多分あると思うんですけども、やはり業種全般に人手不足というのは、以前よりは進んできているのもあると思うんですけども、そうは言ってもやっぱり業種によってばらつきというのはあるんだろうというふうに思います。以上でございます。

(加藤委員) 私もこの雇用のところを見ていまして、ずっと人手不足というので、私も田中委員と一緒に新聞の求人欄のところを見てはやっぱり正職の募集は少ないなとか、パートばかりだなとか、建設業とその介護施設とかそういうふうなのが多いなとか、でもやっぱりパートでということになると、短期間で、結局必要な時だけ来てもらって、ちょっと景気が悪くなったら辞めて、とかいう感じだと思いますし、給料もやっぱり安いしというので、ちゃんとした生活の安定には寄与してない、そういうような雇い方が今は多くって、今の若い人は気の毒だなという感じで、私たちの時は全員が正職員で就職するのが当たり前という時代でしたけど、今そういうふうな形で就職してみえる方は少ないですので、そういう面では今の時代というのは何か気の毒なような気がしますね。それが結局こんな今これではないんですけど、少子高齢化にも繋がっているんじゃないかなと、安心して結婚もできないし子どもも産めないしということに繋がっているのではないかなというふうに思っています。

(会長) 私も大学に職場がありまして、日々大学生と接しているわけですが、最近の就職活動全体の傾向を見ていると、わりと学生は就職先を見つけてきますので、上向き傾向にあるんだなということが数字を見ていてもわかるんですけども、松阪地域という点で見ると、若者の求人のあるあり方、さらには雇用のあり方などについて特徴的な傾向などは見られるのでしょうか。

(尾崎委員) そうですかねえ、ちょっとわかりませんが、ただこの今回お示したグラフの、今76社と申し上げたんですけども、非製造業が多いんですね。ですので比較的このグラフ4の雇用というものは、比較的製造業のほうの意味合いがちょっとどちらかというところがあります。ですので三重県でいうところの北勢地域、鈴鹿以北ですね、製造業のどちらかというところと集中しているところがございますから、この松阪地区の雇用のグラフを考える場合、どちらかというところと非製造業に近い感触であると考えた方がいいのかもわからないと思います。すいません、ざっくりで申しわけございません。

(会長) ありがとうございます。一通りご意見をいただきましたけど、さらにということがございましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では尾崎委員、大変貴重なご説明どうもありがとうございました。

これで一通り資料についての説明、それに対しての意見交換は済みました。次回の審議会に向けてということで進めてまいりたいと思いますが、全体を通して何かこうお感じになったところ、お気づきになったところ、ご意見ご感想等伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(高畑委員) 本体の資料だと思うんですけども、議員の政務活動費の資料も出してもらっているんですけども、これも審議の対象なんですか。

(事務局：小山) 政務活動費そのものはこの審議の対象ではございません。参考としてつけさせていただきます。

(高畑委員) わかりました。

(会長) 他にいかがでしょうか。ここまでのご説明あるいは意見交換で、私自身が感じたところだと、堅調な行財政改革を進めてこられて、借金は減ってきているし、貯金は増えてきている、他方で景気の動向を見ても今後上向くのではないかというような期待もいろいろと見えてきている、そういう中であって、報酬のあり方についてどう考えていくか、上向きというところを捉えて検討を進めていくのか、まだその動向が見え始めているというところに過ぎないという認識のもと、さらに慎重に検討を進めていくというような姿勢を今回とるのか、そうしたところのかなというような感じがいたしました。次回以降の審議の進め方についてご相談させていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか、審議の進め方について、さらにこういうような資料を提示してもらいたいですとか、こういう点についても併せて議論したい、意見交換したい、そうした点がございましたら、各委員から挙げていただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。先ほどご説明ありましたように、近隣他市での特別職の報酬についての審議検討の状況については次回ご説明いただけるというようなことで補足資料が出てくるとは思いますが、その上さらにということで、委員の皆様が必要なお感じになっているような資料がありましたら、事務局の方でご用意いただく、この場でご発言いただければそうしたことが可能かと思っておりますが、よろしいでしょうか。

今回はかなりタイトなスケジュールで審議会が進んでまいりますので、今回は来週でしたかね、基本的には今日ご説明いただいた資料に基づいて皆様の意見やお考えになっているところを伺わせていただきながら、答申の方向性を検討していくというようなことにはなろうかと思っております。特に追加資料として、ご要望等についてはこの場ではないということでもよろしいでしょうか。承知いたしました。

そういたしますと、今回の直接の諮問については、先ほど副市長から読み上げございましたけれども、もう一度確認をさせていただきたいと思っております。「議会の議員の報酬の額並びに市長、副市長および教育長の給料の額についてご検討をお願いいたしたく、松阪市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会に諮問いたします。」このような諮問がございました。これを受けて検討を進めていくわけですが、まず大きな方向性の一つとしては、議会議員の方々の報酬の額、それから、市長、副市長、教育長の方の給料の額については、担当されている職務ですとか選出のあり方についても相応に違いがございますし、この点については、それぞれ論点を分けて審議検討し、皆様にそれぞれご意見を伺っていく、そういうような形で進めてまいったらどうかと思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。では議会の議員の報酬の額、それから市長、副市長、教育長の給料の額については、それぞれ論点を分けるような形で整理をしながら次回皆様にご意見を伺いたいと思っておりますし、また答申においてもそれを必要に応じて分けるような形で整理をしてまいりたいと思っております。もう一つ、諮問には議員の報酬の額、市長、副市長、教育長の給料の額というような形での諮問でございますが、他方で、期末手当の取扱いについてもございます。前回の審議会においてはこの給料・報酬については据え置きの方で、期末手当については引き上げというような形での答申が出ております。それを受けまして、この審議会におきましても、この点を分けて、報酬それから給料の額と期末手当の額のあり方については分けてご意見を伺い、それを踏まえて答

申をまとめさせていただく、そういうような形ではどうかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。では、この点についても、近隣他市の状況を次回伺いながら、分けるような形で皆さまからのご意見を伺って、それを答申をまとめる方向でとりまとめていただく、そういうことで開かせていただきたいと存じます。そういうことで、今後の方向性として整理をさせていただきました。一つには、議員と市長、副市長、教育長、この点については皆様からご意見を伺って、答申に結び付けていく、さらには、日常的な報酬・給与と期末手当について、これも分ける形で皆様から次回ご意見を伺い、それを答申にとりまとめていただく、こういう形で次回皆様からご意見をそれぞれに伺いたいと存じますので、短い期間で恐縮ですが、各委員のお考えをとりまとめてきていただいて、次回の審議会の折に聞かせていただければありがたいと存じます。その参考となる資料といたしましては本日ご説明いただいた市の財政状況、松阪地区の景気の動向、これらが検討のための一つの材料にはなるかと思いますが、さらにもう一つ、別添の資料の最後の方についておりましたが、総務部長から先ほどご案内いただきましたように、人事院勧告も特別職の給与・報酬のあり方を検討するうえでは非常に重要な材料だということでしたので、この動向を踏まえていかにお考えになるかということについてご意見を賜ればと思っております。そういった形で次回の議題を整理させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

少し時間は早いかもしれませんが、何かこう、その他に、本日審議・検討すべき事項等ございましたら事務局からご案内いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局：松山) ございません。

(会長) よろしいですか。委員の皆様からさらにご意見ということがないようでしたら、本日の審議会はこれで終了とさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。では、次回までに先ほど整理させていただいた論点に関してご意見をいただきたいと思いますので、ぜひご検討よろしく願いできればと存じます。どうかお願いいたします。

では本日の審議会はこれにて終了させていただきたいと思っております。ありがとうございました。